

第7章

ひとり親家庭への支援の充実 (ひとり親家庭等自立促進計画)

ひとり親家庭等自立促進計画とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく自立促進計画として、国の基本方針を踏まえて「子育て・生活支援策」「就業支援策」「養育費確保策」「経済的支援策」について定めるものです。

ひとり親家庭への支援の充実 (ひとり親家庭等自立促進計画)

ひとり親家庭の経済的・精神的自立とこどもの健やかな育ちに向けて、(1)安定した生活基盤の確立、(2)子育てと仕事のバランスがとれ、保護者が子育てに喜びを感じることができる、(3)こどもが安心して育つことを目標とし、地域や事業者、母子父子福祉団体、関係機関と連携して以下の5つの取組みにより総合的な支援を行います。

めざす姿

ひとり親家庭が経済的・精神的に自立し、
こどもが安心して健やかに育つ

1 関係機関との連携による相談体制及び情報発信の充実

- 離婚届用紙の入手時、児童扶養手当の相談・新規申請や現況届提出時等の来庁時に各種制度の案内をするほか、母子・父子自立支援員による離婚前からの相談対応、ホームページやLINE配信、ひとり親支援ガイド等のデジタルを活用するなど情報発信の充実を図り、各種制度の利用を促進することで、適切な支援につなげます。
- ひとり親家庭の多様な生活・就労形態に対応して、弁護士等の専門相談を平日夜間や土曜日に引き続き実施します。また、複合的な課題を解決するために、要保護児童支援、生活困窮者支援等の関係部局との連携を進め、自立につながる取組みを進めます。
- ひとり親家庭の孤立を防ぎ、安心して生活できるよう、離婚前を含む相談事業、親子（面会）交流支援事業の実施等、社会福祉協議会などの関係機関と連携をしながら、ひとり親家庭が情報交換や気軽に相談できる支援拠点として、母子父子福祉センターの施設機能を充実します。

2 就業支援

- 自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金の給付や就労支援講座の開催等により、経済的自立に効果的な資格の取得や技能の習得を支援します。
- 児童扶養手当の手続きやひとり親家庭のための相談時等、様々な機会をとらえた就労相談を実施します。また、ハローワーク、地域就労支援センター（豊中しごと・くらしセンター）、福祉事務所と連携し、生活状況・就労ニーズに応じた自立支援プログラムの策定等により、個々の状況に寄り添った総合的な支援を行います。

3 子育て・生活支援

- ひとり親家庭が安心して子育てと仕事の両立ができるよう、保育所等の優先入所や保育料の軽減等を行います。
- 子育ての負担感の軽減を図るため、ひとり親家庭等に対して生活援助（ヘルパー派遣）や子育て支援（ファミリー・サポート・センター事業の補助）を行う、日常生活支援事業を実施します。
- 自立の促進を目的として、DV被害者等の母子を入所措置し、保護、支援する母子生活支援施設入所事業を引き続き実施します。

4 経済的支援・養育費の確保

- 児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金貸付金やひとり親家庭医療費助成など様々な施策を実施し、経済的負担を軽減します。
- 両親の離婚後、養育費の支払いが適切に行われることは、こどもの福祉の観点からも重要なことから、離婚前相談において養育費に関する情報提供に努めるなど、早期からの認識を高める取組みを行います。また、公正証書等作成促進補助や強制執行に係る弁護士費用補助等に加え、法定養育費の創設などの民法改正に対応する新たな取組みを進め、養育費確保支援の充実を図ります。

5 こどもへの支援

- ひとり親家庭のこどもの学力のサポートや進学等の相談のために、母子父子福祉センターで実施している学習支援教室を引き続き実施するとともに、ひとり親家庭等のこどもへの学習支援を拡充する取組みを進めます。また、こどもの進路について親子が共通の認識を持って考えられるよう、高校・大学等への進学に向けた奨学金・貸付制度の周知や相談支援に取り組めます。
- 母子父子福祉センターが実施するこども食堂やレクリエーション事業等を通じて、様々な社会体験や家族以外の大人との交流の機会を提供し、ひとり親家庭のこどもが生活力をつけたり将来について視野を広げたりするような居場所づくりを進めます。
- こども総合相談窓口やとよなかっ子ライン等により、こどもの悩みや不安、進路、生活に関する相談に対応するとともに、関係部局と連携し支援します。
- 父母の離婚後でも、親に会いたいというこどもの気持ちを尊重し、離れて暮らす親と子が定期的・継続的に会ったり、電話等の方法により連絡を取る親子（面会）交流の支援を行います。